

## 1号機 航路標識灯の点検について

平成 19 年 8 月 27 日

発生場所	1号機 取水塔(※1)
発生年月日	平成19年8月26日
状況	<p>平成19年8月26日午後11時00分頃、取水塔に設置している航路標識灯(※2)が、通常点滅すべきところ、点滅せず消灯していることを確認しました。</p> <p>このため、同日午後11時17分頃に設備を管轄する清水海上保安部へ、本事象の連絡を行いました。</p>
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
点検結果	<p>本日(8月27日)、朝より当該標識灯の点検を行っていましたが、点検の結果、点滅を制御する回路部品の不良とわかりました。</p> <p>午前11時50分に、点滅を制御する回路部品の取り替え作業が完了したため、本日夕刻より、点滅することになります。</p> <p>なお、午後1時30分に清水海上保安部へ点検終了と復旧の連絡を行いました。</p>
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表2-18 航路標識灯、航空障害灯、原子力施設用灯火に不点等の異常があったとき」に該当します。

※1 取水塔は、蒸気タービン復水器冷却用水(海水)の取水のため、敷地前面の海岸沖に設置しています。

※2 航路標識灯は、航路標識法第2条に基づき、船舶交通の安全確保の観点から、事業者が設置・管理しています。照度を感知し、夜間は点滅、昼間は消灯しています。

以上

## 航路標識灯の概要

